

「第2次宇都宮市自転車のまち推進計画」の中間見直しに係る支援業務
企画提案実施要領

1 業務の概要

(1) 名称

「第2次宇都宮市自転車のまち推進計画」の中間見直しに係る策定支援業務

(2) 業務内容

(別紙)「第2次宇都宮市自転車のまち推進計画」の中間見直しに係る策定支援業務仕様書のとおり

(3) 選定方法

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づく随意契約を前提とした公募型プロポーザル方式により、本件に係るプロポーザル審査委員会を設置し、随意契約の候補者を選定する。

(4) 公募方法

- ・ 宇都宮市ホームページ (<http://www.city.utsunomiya.tochigi.jp/>) に実施要領、参加申請書等を掲載し、提案を公募する。
- ・ また、宇都宮市建設部道路建設課（市役所8階）においても実施要領等を配付する。

(5) 履行期間

契約締結の日から令和8年2月27日（金）まで

(6) 企画提案上限価格

15,000,000円（消費税及び地方消費税額を含む）

※ この金額は予定価格を示すものではなく、提案内容の規模を示すため、参考として業務履行に要する経費を示すものである。

※ この金額を超えた提案は「失格」とし、提案内容の評価は行わない。

※ 消費税率は10%とする。

(7) スケジュール（今後変更する場合がある。）

日時	内容
4月9日(水)	公募の開始
4月18日(金)午後5時	参加申請関係書類の提出期限
4月18日(金)午後5時	質問書の提出期限
4月23日(水)	質問書に対する回答
4月30日(水)午後5時	企画提案書及び見積書提出期限
5月8日(木)	プレゼンテーション
5月28日(水)以降	審査結果通知 契約締結

(8) プロポーザルに係る事務を担当する部局の名称、所在地及び連絡先

〒320-8540 宇都宮市旭1丁目1番5号（本庁舎8階） 宇都宮市建設部道路建設課サイクルシティ推進グループ 担当：佐藤 電話：028-632-5322 FAX：028-632-5424 Eメール：u1601@city.utsunomiya.tochigi.jp ※ 受付時間は本市の閉庁日を除く午前9時から午後5時までとする。

2 参加資格要件

本件プロポーザルに参加するものは、以下の要件を全て満たす者であること

- (1) 国税、県税及び市町村税を滞納していない者であること
- (2) 宇都宮市の令和7～10年度入札参加有資格者名簿（物品製造・販売・委託業務・その他）の「調査・分析等業務」若しくは令和7・8年度入札参加有資格者名簿（建設関連業務委託（コンサル））の「土木関係建設コンサルタント業務」に登録されている者又は令和7年6月1日までに登録が完了する見込みの者（5月5日までに名簿登録申請）
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること
- (4) 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されていない者
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続き開始の申し立て、又は会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による破産手続き開始の申し立てが行われている者でないこと
- (6) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく再生手続き開始の申し立てをしている者でないこと
- (7) 政治団体、宗教団体又はそれに類する団体でないこと
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又はその利益となる活動を行う者でないこと

3 参加申請

(1) 参加申請

本プロポーザルへの参加を希望する者は、次のとおり、「参加申請書」を提出しなければならない。（「参加申請書」は、宇都宮市ホームページに掲載（1(4)参照）

- | | |
|--------|--------------------------------------|
| ア 提出書類 | 【様式1】参加申請書 1部 |
| イ 提出期限 | 令和7年4月18日（金）午後5時まで（厳守） |
| ウ 提出場所 | 宇都宮市建設部道路建設課サイクルシティ推進グループ
※1(8)参照 |
| エ 提出方法 | 持参または、書留郵便にて送付すること |

(2) 質問及び回答

質問については、「質問書」を作成し提出すること。質問は仕様書等に関するものに限り、評価基準の配点等、審査に支障をきたすものは受け付けないものとする。

ア 提出書類 【様式2】質問書

イ 提出期限 令和7年4月18日（金）午後5時まで（厳守）

ウ 提出場所 宇都宮市建設部道路建設課サイクルシティ推進グループ
※1(8)参照

エ 提出方法 電子メール（送信後に電話連絡）により提出することとし、複数回にならないよう、まとめて提出すること。電子メール以外の方法による提出は認めない。

オ 回答方法 質問に対する回答は令和7年4月23日（水）までに、全ての参加者（参加申請書に記載された連絡先）に電子メールにて回答する。なお、質問に対する回答は、本要領及び仕様書に対する追加又は修正とみなす。

4 企画提案書等の作成要領

(1) 企画提案書

ア 提案書（紙媒体）…………… 12部

イ 提案書の電子データ（CD-R 又は DVD-R）…………… 1部
（Microsoft office Word, Excel 又は PowerPoint で作成した電子データを提出すること）

ウ 見積書（様式は任意）…………… 1部

・ 積算根拠を明示すること。なお、消費税は含めずに外書きとすること

エ 会社概要及び自転車に関する調査・分析関連の受託実績…………… 1部

・ 受託実績については、5年以内の主なもので、A4片面1枚程度で記載すること

(2) 提案書等書類の規格

ア 提案書はA4判（タテ型又はヨコ型のいずれかで統一し、タテ型にあつては左2箇所綴じ、ヨコ型にあつては上2箇所綴じとする。）、横書き、カラー印刷とする。なお、図・表などはA3判折込も可とする。

イ 提案書以外の提出書類は任意の様式を可とする。

ウ 提出場所 宇都宮市建設部道路建設課（1(7)参照）

エ 提出方法 Eメールにより提出（送信後に電話連絡）することとし、複数回にわたらないようできる限りまとめて提出すること。Eメール以外の方法による提出は認めない。

なお、質問に対する回答は、本要項に対する追加又は修正とみなす。

(3) 提案のための費用負担

提案に要する費用（提案書の作成経費や旅費等）は参加者の負担とする。

(4) 提案書の提出辞退

提案の辞退を希望する場合は、提案書の提出期限までに辞退届を書面にて提出すること。なお、辞退は自由にでき、辞退による不利益は生じない。

(5) その他

ア 提案書の取り扱い

- ・ 提案書の提出後、提案書の追加及び変更は認めない。ただし、本市が提案書の差し替え、変更又は取り消しを認めたときは、この限りではない。
- ・ 提出された提案書等は一切返却しない。
- ・ 提出された提案書等は複製する場合がある。

イ 提案書の公開等

- ・ 提案書等は、宇都宮市情報公開条例の対象行政情報となるため、情報公開請求により公開する場合がある。そのため、技術情報等、公開されることにより御社が不利益を被る恐れのある情報が含まれないように注意すること

ウ 秘密の厳守

- ・ 本プロポーザルにより知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。

エ 表現の方法

- ・ 提案書の表現については、専門的な知識を有しない者でも理解できるよう、分かりやすいものとする

5 提案書等書類の提出及びプレゼンテーションの実施

(1) 提案書等書類の提出

ア 提出期限 令和7年4月30日（水）午後5時まで（郵送の場合は必着）

イ 提出場所 宇都宮市建設部道路建設課（1(8)参照）

ウ 提出方法 提案書は1案とし、持参又は郵便書留にて提出すること。それ以外の方法による提出は認めない。

(2) プレゼンテーション

ア 日程 令和7年5月8日（木）

※ 時間及び場所は別途指定し、連絡する。

イ 所要時間 1提案者当たり30分以内（説明20分、質疑応答10分）

ウ 参加人数 本業務遂行時の実務担当予定者は必ず参加することとし、3名程度まで

エ 説明資料 提案書を使用する。なお、パソコンやモニターは本市で用意したものを使用する。（パソコンについては、提案者の機器使用も可とする。）

6 提案内容

(1) 表現方法

提案書の表現については、専門的な知識を有しない者でも理解できるよう、分かりやすいものとする

(2) 提案者概要

以下の情報を明記すること

- ・ 事業者の名称、代表者名、従業員数、組織図、事業概要

(3) 業務実施のための提案

ア 実施方針

業務目的を達成するための基本的な考え方やポイントを記載すること

イ 実施スケジュール

具体的な作業スケジュールや業務量の見込みを記載すること

ウ 実績

これまでに行った本業務と同種又は類似する業務の実績を記載すること

エ 業務体制（別紙）

配置予定の業務主任技術者・担当技術者・照査技術者の経歴・実績等

手持ち業務については、令和7年4月28日現在、契約金額100万円以上の業務をすべて記載すること

オ 仕様書に関する提案

仕様書「第3章 特記仕様」に沿って提案内容を記載すること

仕様書の各項目に対する提案書の概ねの枚数（片面）は以下のとおり

- ・ 計画準備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1枚以内
- ・ 意向調査・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2枚以内
- ・ 第2次宇都宮市自転車のまち推進計画の
中間見直しの方向性の検討・・・・・・・・ 6枚以内
- ・ 計画の策定支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3枚以内
- ・ 自転車ネットワーク計画の策定支援・・・・・・・・ 3枚以内

7 提案内容の評価項目

提案書の評価については、以下の項目に基づき総合的に行う。

(1) 提案内容

ア 実施方針，実施スケジュール，実績，業務体制

イ 仕様書に関する提案

ウ 特定課題に関する提案（仕様書をご確認ください。）

- 1 中心市街地における自転車ネットワーク路線のあり方
- 2 安全・安心な自転車利用の促進
- 3 「自転車のまち宇都宮」のプロモーション

エ 仕様を満たした上での独自提案

オ 地域経済貢献度（※）

※ 市外事業者が一部業務を市内事業者に再委託する場合などに評価するものなど

- (2) プレゼンテーション力
- (3) 見積価格

8 失格事項

以下の事項に該当した場合は、失格とし、審査を行わないものとする。

- (1) 提出書類に虚偽の記載をした者
- (2) 提出期限までに所定の書類を提出しなかった者
- (3) プレゼンテーションに参加しない者
- (4) その他本要項の諸条件に違反した者

9 審査結果の通知

審査結果については、令和7年5月28日（水）以降速やかに参加者に書面で通知するものとし、公表はしない。

選定されなかった者は、その理由について説明を求めることができる。説明を求めるときは、通知を受けた日の翌日から起算して7日（ただし、本市の閉庁日を含まない。）以内の各日午前9時から午後5時までに審査結果の通知を持参の上、書面で申請するものとする。

これに対する回答は、後日、文書により行うものとし、審査結果に対する異議申し立ては受け付けない。

10 契約

提出された提案書、提案のプレゼンテーション等に基づき審査を行い、優先順位を定めた後、最優先順位の者と随意契約を締結する予定である。

契約手続き及び契約書は、宇都宮市契約規則の定めるところによる。

本市は、契約締結後においても、契約事業者の本提案における失格事項又は不正と認められる行為が判明した場合は、契約を解除できるものとする。